

「平成26年度第6回熊本市大規模小売店舗立地協議会」議事録（要旨）

I 日 時 平成27年3月23日（月） 14:00～15:00

II 場 所 熊本市役所4階モニター室

III 委員名簿 別添協議会資料のとおり

IV 事務局 熊本市農水商工局商工振興課

V 次 第

1 開会

2 議事 (1)「ドラッグコスモス馬渡店」に対する意見（案）について

(2)「ホームプラザナフコ北熊本店」に対する意見（案）について

3 閉会

VI 協議結果概要

事務局から届出概要、住民等・学識経験者・関係各課からの意見・要望事項の提出状況、市意見案と考え方について説明し、協議を行った。

1 「ドラッグコスモス馬渡店」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下6点の留意事項を付記。
 - (1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
 - (2) 駐車場の収容台数が指針による必要駐車台数と同数であるため、突然の契約解除等により将来不足が生じないよう、借地駐車場の所有者と協議しておくこと。
 - (3) 駐車場の利用状況等に応じて、総台数を減らすことなく、身障者用駐車場台数の増加を検討すること。
 - (4) 夜間及び早朝における車両走行音及び荷さばき作業に伴い発生する騒音の抑制に努めること。また、開店後、住民等からの苦情が発生した場合は、誠意をもって対応すること。
 - (5) 「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、緑化可能と考えられる空地进行を最大限利用し、芝だけでなく樹木の植栽を検討のうえ、緑地を増やすよう努めること。

(6) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献の実施等に積極的に取り組むこと。

[質 疑]

● 敷地は賃貸か。(磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授)

→ 建物敷地及び駐車場用地ともに賃貸。(事務局)

● 指摘に対する回答において、例えば、身障者用駐車場のように、工事が完了しているため対応困難との回答はいかなものか。(木庭委員：警察本部交通規制課長)

→ 身障者用駐車場を例にとると、設置者は駐車場の利用状況を踏まえて、必要であれば当該駐車場の増加を検討すると話されている。今後、所管課としても、事前相談書の提出時など早い段階から指摘或いは要望といった形で働きかけていきたい。(事務局)

● 事前相談書の提出時期と着工時期の兼ね合いはどうなっているのか。(磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授)

→ 当該案件については事前相談書が先に提出されている。(事務局)

[総 括]

本件については、市の意見はなし、ただし、留意事項として意見案に記載の内容を設置者へ通知する。

2 「ホームプラザナフコ北熊本店」に対する意見について

[事務局説明]

● 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。

● ただし、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下4点の留意事項を付記。

(1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。

(2) 増床オープン時や大売出し時等は、交通整理員を適切に配置のうえ、整理員同士の連携を密にし、来退店車両の安全な誘導に努めること。

(3) 「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、緑化可能と考えられる空地进行を最大限利用し、芝だけでなく樹木の植栽を検討のうえ、緑地を増やすよう努めること。

(4) 「大型店の立地に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、「大型店に求める具体的な地域貢献策」その他の地域貢献に積極的に取り組むこと。

〔質 疑〕

- 緑化について所管する担当部局においては、植栽の面で一定面積以上の店舗に対する基準を検討されたい。大型店は単なる商業活動の場ではなく、街並みを形成する一核としての認識が必要ではないか。身障者駐車場についても、1以上の駐車枠の設置を求める基準を満たしているからいいというわけではなく、より多くの駐車枠を設置していただけるよう努めてほしい。（荒井委員：元熊本学園大学教授）
 - 市としてのまちづくり及び景観づくりの姿勢を考え、対応していただく必要があるかと思われる。開発景観課や環境共生課にはもう少し強く対応してもらいたい。（内野委員：熊本大学名誉教授）
 - せっかくこうした市の幹部の方々が一堂に会する場があるため、過去の指摘を検証のうえ、熊本市としてのまちづくりの方向性を議論してもいいのではないか。（磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授）
- この協議会の趣旨は、設置者に対して本市の意見を通知するにあたり、委員の皆様からの意見を参考にさせていただく場であるため、市の全体的なまちづくりの議論をこの場で行うことは難しいものとする。また、大規模小売店舗立地法上の基準を満たしている届出に対して、その基準を上回るような対応を強要することは、設置者に対して過度な負担を求めることを禁止する指針の規定からも難しい。（松田委員：商工振興課長）
- もちろん商業活動を阻害するような指導等は控えなければならないことは理解している。（荒井委員：元熊本学園大学教授）
- 法的な基準のみ遵守すればいいとなれば、協議する余地はないということになる。個別の検討ではなく、より大きな視点で議論する必要があると思われる。（磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授）
- 事務局が取りまとめとして検証を行うことを検討されたい。（原山委員：農水商工局次長）

〔総 括〕

本件については、市の意見はなし、ただし、留意事項として意見案に記載の内容を設置者へ通知する。